

和歌山信愛女子短期大学 大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程

制定 平成31年3月13日

〔趣旨〕

第1条 この規程は、和歌山信愛女子短期大学学則（以下「学則」という。）第58条第1項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定について、必要な事項を定めるものとする。

〔単位認定のための条件〕

第2条 単位の認定を受けることができる学修の範囲は次の表の通りとする。

単位認定科目	単位数	技能検定試験等の名称	成績
英語ⅠA 又は 英語ⅠB	2単位	(財)日本英語検定協会主催 実用英語技能検定試験	2級以上
		Educational Testing Service TOEFL	iBT52以上 CBT150以上 PBT470以上のいずれか
		(財)国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC L&R	500以上
		ブリティッシュ・カウンシル、又は (財)日本英語検定協会 等、英国系語学力検定団体主催 IELTS	4.5以上
		GTEC 3技能 GTEC 4技能 (オフィシャルスコアに限る)	3技能560以上 4技能940以上のいずれか
簿記Ⅰ	2単位	全国商業高等学校協会 簿記実務検定試験	2級以上
		日本商工会議所主催 簿記検定試験	3級以上
簿記Ⅱ	2単位	全国商業高等学校協会 簿記実務検定試験	1級
		日本商工会議所主催 簿記検定試験	2級以上

〔申請手続〕

第3条 単位の認定を受けようとする者は、原則として学期の初めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（本学指定用紙）に当該成績を証明する書類を添えて、申請するものとする。

〔審査〕

第4条 前条の申請があったときは、教務委員会で審査する。

2 教務委員会は、必要に応じ、申請した学生に対し、試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

〔単位の認定〕

第5条 単位の認定は、教授会の意見を経て、学長が行うものとする。

〔学籍簿への記入〕

第6条 単位の認定を受けた者の学籍簿には、当該授業科目の成績欄に「履修」と記入する。

〔規程の改正〕

第7条 本規程の改正は、運営会議の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。